

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】【No.】

【内容】

〈募集〉

- ◆AED の使用に協力できる事業所を募集します
- ◆体力テスト【無料】を実施します
 あなたのカラダ年齢を測ってみましょう!!
- 2 ◆「話の聞き方講座(傾聴講座)」の受講者を募集します
 - ◆三股町にすんでいる外国人のみなさんへ
- 3 ◆令和4年度 就業支援講習会「パソコン初級(Word・ Excel)講習会」の受講生を募集します

〈お知らせ〉

- ◆上米公園パークゴルフ場がお得に利用できます
- 4 ◆年金生活者支援給付金制度のお知らせです
 - ◆令和4年就業構造基本調査を実施します
- 5 ◆知っていますか?守っていますか?宮崎県屋外広告物条例
 - ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください



防災無線の放送内容が☎で確認できます!

三股町放送内容

発令された警報を

確認したい。

よく聞こえなかったので、 もう一度聞きたい。 **5** 0986-51-1417 **5** 0986-51-1418

※どちらの番号でも 同じ内容です。

【利用上の注意】

- ② 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ∅ 放送内容を当日のみ確認できます。
- ② 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

【分類】【No.】

町外にいて 放送を聞き逃した。

【内容】

- 6 ◆マイナンバーカードを作っていない人に、「地方公共団体情報システム機構」から申請書が届きます
 - ◆9月30日までにマイナンバーカードを作る手続きをした 人は、マイナポイントの対象です!
- 7 ◆三股町ふるさと納税のポータルサイト新規開設のお知らせ
- 8 ◆水道管漏水調査を行います
- 9 ◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください
- 10 ◆町営住宅の入居者を募集します【11月1日入居分】

〈保健と福祉〉 (高齢者)

- 12 ◆10月1日から後期高齢者医療の医療費の窓口負担割合 が変更になります
- 〈相 談〉 13 ◆「こころの健康相談」を実施します
 - ◆「おもちゃ病院三股」を開設します
 - ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



◆AED の使用に協力できる事業所を募集します

町では、救命措置が必要な事案が発生した場合に、所有している AED の使用 に協力できる民間事業所を募集します。

事故や急病は、いつどこで起こるかわかりません。民間事業所の皆さんの協力は、地域の救命体制の向上に必要不可欠なものになりますので、ぜひ協力をお願いします。

なお、応募のあった事業所は町公式サイトで公表するほか、町防災ポータル・ア プリ内の防災マップにも表示します。

■対 象 =

次の全てを満たす AED を設置している町内の民間事業所

- ○営業時間中に事業所の近辺で救命措置が必要な事案が発生したとき、速やかに AED を無償提供できる事業所
- ○AED 設置場所などを町公式サイトなどで公表することに了承する事業所
- ■町公式サイトと町防災ポータル・アプリでの公表内容 = 事業所名称、所在地
- ■申請方法 =

総務課 危機管理係にご連絡ください

★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) **☎**:52-1110(直通)にお願いします。



◆体力テスト【無料】を実施します あなたのカラダ年齢を測ってみましょう!!

毎年好評の体力テストを実施します。

このテストでは、国の基準に基づき、自分の体力年齢を測ることができます。 この機会に、自分の体力を数字でチェックし、今後の健康・体力づくりの参考にしてみてはいかがでしょうか。体力テスト終了後にはスポーツ交流会を開催します。

■日 時 = 10月10日(月)

受付時間 午前9時~

体力テスト 午前9時30分~10時30分

スポーツ交流会 午前10時30分~正午

※新型コロナウイルスの感染状況によっては中止することもありますのでご了承ください。

■場 所 = 西部地区体育館

■体力テスト内容 = 握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び 急歩・立ち幅跳び・20 など

■スポーツ交流会 = ニュースポーツなどを予定しています。

■募集人員 = 70人程度 (定員になり次第締め切ります。) ※20歳以上を対象とします。

■申込方法 = ①氏名 ②生年月日 ③住所 ④連絡先を 電話で連絡ください。

■申込期限 = 9月30日(金)

★お申し込み・お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 スポーツ振興係(町中央公民館内)

☎:52-9312(直通)にお願いします。



◆「話の聞き方講座(傾聴講座)」の受講者を募集します

「傾聴」とは、相手の話を否定することなく、きちんと受け止めて聴く「話の聴き方」の技術です。

仕事、家庭や友人関係などのあらゆる場面で活用できる「傾聴」は、コミュニケーションを円滑にし、豊かな人間関係を築いていくことができます。

相談を受けることが多い、コミュニケーションに自信がないなど、興味のある人はぜひご参加ください。

■日 程 =

次の日程で、講義・実践などを行いながら、傾聴のポイントを学びます。

	日付	内 容	時間
3回目	10月5日(水)	傾聴実践(ステップアップ)講座	午後1時30分 ~4時30分

- ※適宜休憩・換気を行います。
- ※1回目・2回目は8月3日(水)に終了しました。
- ※3回目は、1回目・2回目を受講していなくても参加することができます。
- ■場 所 = 総合福祉センター「元気の杜」大会議室
- ■受講料 = 無料
- ■参加資格 = 誰でも受講可能
- ■申込締切 = 9月26日(月)



★お申し込み・お問い合わせは、

福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口) **☎**:52-9061(直通) または、町福祉・消費生活相談センター **☎**:52-0999 にお願いします。

◆萱殷町にすんでいる外国人のみなさんへ

外国人のための日本語教室です。日本語で一緒におしゃべりしたり、先生や 「はらんている」では、たの ボランティアの人と楽しみながら日本語を勉強しましょう。

■第2回 「三般」ってどんなまち?

みなさんの 住んでいる 三股には、きれいな景色や 大きな公園、 おいしい食べ物が たくさん あります。 日本語サポーターと いっしょに 地図を見て 場所をさがしたり、 ゆうめい な 食べ物を 調べてみましょう! もっと 三股が 好きになりますよ!

〇い つ: 2022年9月25日(にちようび)

○じ か ん: 午後1時から午後3時まで

○ば し ょ: 三股町中央公民館(五本松8番地1)

○参 加 費: 無料 おかねはいりません



もうしこみはこちら

○にんずう: 10にん

○もうしこみ: https://forms.gle/v4dhVaJpcHu5Nn9PA

※しつもんは、chikyujin.base@gmail.com にメールしてください。

※コロナウイルス(COVID-19)の人がたくさんいるときは、中止になることがあります。

【地域の皆さんへ】

地域日本語教室は、外国人の皆さんと地域の皆さんの交流をとおして、生活に必要な日本語を学ぶ教室です。今年は6回開催予定です。

☆教室のお手伝いをする日本語サポーター(ボランティア)を募集しています。 資格はいりません。学生も大歓迎です!

興味のある人は、地球人 BASE <u>chikyujin.base@gmail.com</u> までご 連絡ください。

主催:宮崎県国際交流協会、企画:一般社団法人地球人 BASE

★お問い合わせは、町教育委員会 教育課 生涯学習係(町中央公民館内)
(受付時間 平日の午前8時30分~午後5時)

本:52-9311(直通)にお願いします。

◆令和4年度 就業支援講習会「パソコン初級(Word・Excel) 講習会」の受講生を募集します

■対象者 = ・県内のひとり親家庭の母、父と寡婦(夫)

・講習会の全日程に出席できる人

■講座内容 = パソコン初級講習会(全40時間)

○場 所 ・・・ 祝吉地区公民館(都城市郡元1丁目1-4)

○定 員 … 15人程度

■開催日時 = 10月4日(火)~12月13日(火)の火曜・木曜(祝日を除く)

午後7時~9時 全20回

■受講料 = 無料 ※ただし、テキスト代2,200円は受講生負担

■申込方法 = ①・②を用意して、県母子寡婦福祉連合会に提出してください。

①令和4年度就業支援講習会受講申込書

※様式は県母子寡婦福祉連合会の公式サイトでダウンロード

できます

②「児童扶養手当証書」または

「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」の写し

※寡婦(夫)の人は、県母子寡婦福祉連合会までご連絡くださ

い。

■申込期限 = 9月15日(木)まで

国第446 宮崎県母子寡婦 福祉連合会 公式サイト

★お申し込み・お問い合わせは、宮崎県母子寡婦福祉連合会 〒880-0007 宮崎市原町 2-22 (宮崎県福祉総合センター内) ☎/ファクス:0985-22-4696 にお願いします。

お知らせ

◆上米公園パークゴルフ場がお得に利用できます

スポーツの秋となりました。上米公園パークゴルフ場では気軽に運動を楽しむことができるよう、お得な3つの料金割引を行っています。

コロナ禍で家にこもりがちだった人、手軽なスポーツを始めてみたい人は、パー クゴルフで心も体も無理なく運動してみませんか?

【 お得情報① 】 毎日午後3時以降の入場料がお得!

入場時間	大 人	中 学 生	小学生以下
午前8時30分~	500円	200円	無料
午後3時以降	300円	100円	無料

【 お得情報② 】 毎月第1木曜日は入場料が半額!

	大 人	中 学 生	小学生以下
通常営業日	500円	200円	無料
第1木曜日	250円	100円	無 料

【 お得情報③ 】 回数券やポイントカードで1回分お得!

- ○回数券・・・11枚つづり 5,000 円(5,500 円分使えて1回分お得)
- ○マイクラブポイントカード・・・10回利用で次回無料
- ○貸クラブポイントカード・・・・20回利用で次回無料
- ※毎月3がつく日(3日、13日、23日)はポイント2倍デーです。

≪ 新しく休憩場所が完成しました! ≫ 「休憩できる場所がほしい!」という 利用者の皆さんからの声を受け、 新しく休憩場所が完成しました。 プレーの合間の息抜きに、 ぜひご利用ください。



★お問い合わせは、

上米公園パークゴルフ場

☎:51-2570 にお願いします。



◆年金生活者支援給付金制度のお知らせです

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が、一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

■対象となる人 =

○老齢基礎年金を受給している人

次の要件を全て満たしている必要があります

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税である
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である
- ○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

次の要件を満たしている必要があります

・前年の所得額が約472万円以下である

■請求手続き =

①新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる人

対象となる人には、日本年金機構が9月初旬頃から、請求ができることの お知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記 入し提出してください。9月末までに請求書が届くようにご提出いただけた場 合は、10月分から受け取ることができます。

※提出期限を過ぎてしまった場合でも、令和5年1月4日までに提出すれば、 令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる人 年金の請求手続きと併せて年金事務所で請求手続きをしてください。

- ■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください
- ◎日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・ 暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。
- ◎年金生活者支援給付金の請求でお困りになったときは、お電話ください。
- ★お問い合わせは、『給付金専用ダイヤル』

☎:0570-05-4092(ナビダイヤル)にお願いします。

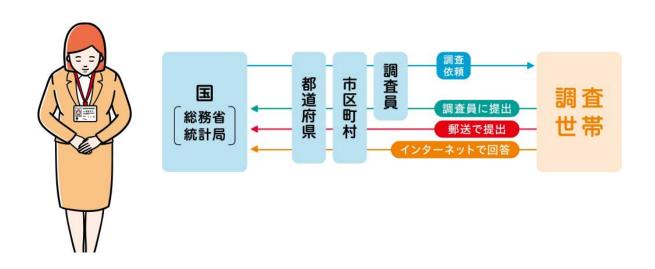
◆令和4年就業構造基本調査を実施します

就業構造基本調査は、統計法に基づき5年ごとに実施する国の重要な「基幹統計調査」です。就業・不就業の実態のほか、新たにテレワークの実施状況や副業に係る状態などを調査事項に追加して、全国および地域別に明らかにすることが目的です。結果は、働き方改革の推進に向けた各種取り組みなど、国や地方公共団体の政策の基礎資料として活用されます。

調査時点は令和4年10月1日です。

対象地区の人は、調査員が伺いますので、調査票へのご回答をお願いします。

安心して働ける明日へ。 就業構造基本調査



★お問い合わせは、

企画商工課 企画政策・デジタル推進係(3階 ②番窓口)

☎:52-1114(直通)にお願いします。

◆知っていますか?守っていますか?宮崎県屋外広告物条例

県は、郷土の美しい自然や街並みを守るため「宮崎県屋外広告物条例」を定めています。

「屋外広告物」とは、はり紙、店舗の看板や道路沿いの広告板など、建物の外に表示・設置されている広告物のことをいいます。

店舗の看板など屋外広告物を出すときは、原則として許可が必要です。

また、美しい風景を守るために、屋外広告物の表示や設置ができない場所や地域があります。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。



- ★屋外広告物に関するお問い合わせは、 都城土木事務所 ☎:23-5853 県都市計画課美しい宮崎づくり推進室 ☎:0985-24-0041
- ★お問い合わせは、都市整備課 都市計画係(2階 ③番窓口) **☎**:52-9067(直通) にお願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容=

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者 =

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容=

地域コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。(120回分)

■申請方法 =

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走って います。ぜひご利用ください♪



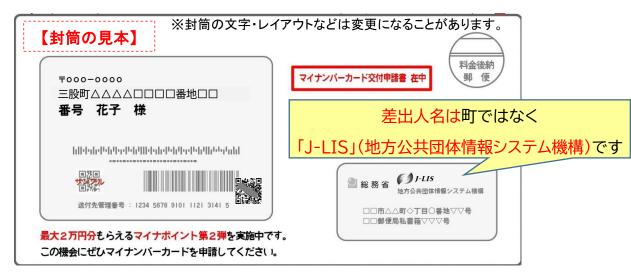
★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)にお願いします。

◆マイナンバーカードを作っていない人に、「地方公共団体情報 システム機構」から申請書が届きます

マイナンバーカードの申請をしていない75歳未満の人あてに、7月末から9 月上旬にかけて、申請書やパンフレットが入った次のような封筒が届く予定です。 (DV 被害者の人や、過去に申請したことがある人などは届かないことがあります。)



※同封されている申請書の右下にある「オンライン申請用QRコード」を スマートフォンなどで読み取ることで、自宅での申請(Web申請)ができます。

Web 申請の詳しい手順は、右のQRコードから、

【(1)パソコンやスマートフォンによる申請】にある 「こちら(PDF ファイル)をご覧ください」をご覧ください。



Web 申請手順

<町公式サイト内での場所>

トップページ ➡行政情報 ➡上部の「くらし・手続き」 ➡マイナンバーカード等

➡マイナンバーカードの作り方はこちら!(Web 申請含む)

※上記ページ内の、「こちら(PDF ファイル)をご覧ください」から確認できます。

【やり方がわからない場合は・・・】

町役場1階のマイナンバー窓口(町民保健課前)では、マイナンバーカード 申請のお手伝いをしています。

ご本人が、免許証など(顔写真付の本人確認書類)を持ってくることで、カード用の写真撮影も含めて無料で申請できますので、ぜひご利用ください。

★お問い合わせは、

町民保健課 戸籍住民係(1階 ③番窓口) **☎**:52-9630(直通) にお願いします。

◆9月30日までにマイナンバーカードを作る手続きをした人は、 マイナポイントの対象です!

①マイナポイント第2弾の対象になる人は?

- マイナンバーカードをすでに持っている人
- ・マイナンバーカードを作る申請を、9月末までに済ませた人
- ※これらの人は、2月末までの登録やチャージをすると、ポイントがもらえます。

②カードを作るためには何が必要?どうすればいい?

・QRコード付きの申請書がない、やり方がわからない 町役場で「申請サポート」を行っています。

カードを作る本人が、本人確認書類(免許証や保険証など)を持って町役場のマイナンバー窓口にお越しいただければ、写真撮影と申請のお手伝いをします。

- ・QRコード付きの申請書を持っている
- ➡ご自分のスマートフォンやコンビニなどの「手続きスポット」を利用して 申し込むことができます。

③去年ポイントをもらった人は、もらえないの?

以下の2つは申し込みできます。

- 「保険証利用設定」によるポイント(7,500円分)
- ・「公金受取口座登録」によるポイント(7,500円分)



★お問い合わせは、

町民保健課 戸籍住民係(1階 ③番窓口) **☎**:52-9630(直通) にお願いします。

◆三股町ふるさと納税のポータルサイト新規開設のお知らせ

ふるさと納税は、町外に住む三股町に縁のある人、三股町が好きな人、三股町が気になる人などに「三股町ふるさと未来寄附金」を通じて本町の活性化のため 応援していただくものです。

このたび、町が契約しているふるさと納税ポータルサイトが4サイト増え、合計7 サイトになりましたので、お知らせします。各サイトで利用できる決済方法やポイン トが異なりますので、好みに応じて選ぶことができます。

ぜひ、町外に住む家族や知人などに紹介をお願いします。

(令和4年8月1日現在)

【新規】

















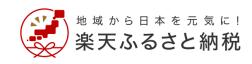
【既存】













■ふるさと納税とは =

2,000円以上の寄付を行った場合に、本町が発行する「寄附金受領証明書」 を使って確定申告などをすることにより、住民税や所得税から一定の控除を受 けることができる制度です。

「納税」とありますが、新たに税を納付するのではなく、応援したい自治体を自ら選び「寄付」を行うものです。

■ふるさと納税のポイント =

- ○生まれた土地でなくても寄付ができます! 寄付先は、自分が生まれた土地でなくても可能です。全国の中で応援したいと思った自治体を選ぶことができます。
- ○本町の特産品(返礼品)がもらえる! 5,000円以上の寄付をした町外在住の人の場合は、寄付のお礼として、
- ○寄付額に応じて税金が控除されます!

三股町の返礼品を贈ります。

寄付した金額のうち2,000円を超える部分については、寄付額に応じて 普段納めている住民税などから控除されます。控除額には所得や扶養など により上限があります。

- ※確定申告や、ワンストップ特例申請などの手続きが必要です。
- ○寄付金の使い道を指定できます! ご自身で寄付した寄付金の使い道をお選びいただけます。

★お問い合わせは、

ふるさと納税推進室 ☎:36-6171 にお願いします。



◆水道管漏水調査を行います

町では、限りある水資源の有効活用や漏水による事故などを未然に防止するために、専門業者に委託して道路内の水道管から各住居の敷地内にある水道メーターまでの漏水調査を行います。

■漏水調査の概要

- ○調査期間 = 9月15日(木)~12月28日(水)
- ○調査時間 =

(昼間)午前9時頃~午後5時頃 (夜間)午後10時頃~午前2時頃

- ※夜間は道路上での作業のみであり、敷地内への立ち入りはありません。
- ○調査区域 = 蓼池、前目、餅原、田上地区
- ○調査方法 =
 - ①戸別音聴調査

水道メーター、止水栓、仕切弁などに音聴棒をあてて、漏水音の有無を調査します。



② 路面音聴調査

漏水探知器などにより、道路に埋設されている水道管の漏水音の有無を調査します。



■漏水調査に関するお願い

○戸別音聴調査では、敷地内に立ち入ったうえで、水道メーターや止水栓で音 聴棒を使用して、漏水の有無の確認を行います。

また、留守であっても、屋外に水道メーターがあるときは調査しますのでご 理解ください。

○町が実施する漏水調査では、調査費用の請求や、物品などの販売を行うこと は一切ありません。

また、調査員は町が発行した身分証明書を携帯し、腕章を着用して実施します。不審に思われた場合や気になることがございましたらお問合せください。

★お問い合わせは、

環境水道課 上水道係(2階 ④番窓口)

☎:52-9080(直通)

にお願いします。



◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください

※汲み取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人の補助制度 です。下水道への接続工事に対する補助ではありません。

町では、生活排水による大淀川の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を 目的として、合併処理浄化槽への転換に対する補助制度を設けています。

■補助金額=

人槽区分	【汲み取り槽または 単独処理浄化槽からの転換】
5人槽	33万2000円
6~7人槽	41万4000円
8~10人槽	54万8000円
11~20人槽	54万8000円

※新築に対する 補助はありません

上記金額に上乗せして撤去に係る費用を補助(ただし上限9万円)する制度 を設けています。また、宅内配管工事部分についても補助(ただし上限10万円) を行います。

■補助を受けるためには =

合併処理浄化槽の設置工事を始める前に、必ず補助金交付申請と、補助金 交付決定通知を受けてください。<u>交付決定前に工事を始めると補助金の交付</u> を受けることができなくなります。(交付決定前に職員が現場確認を行います。) また、県が指定する浄化槽工事登録業者以外で工事を行うと補助が受けられ ませんので、ご注意ください。

なお、補助金は予算上限に達した時点で終了となります。あらかじめご了承ください。

■補助の対象 =

居住に使用する建物(併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住居部分であること)で、既設の汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人。ただし、寄宿舎や別荘は除きます。

■補助の要件 =

- ・公共下水道や農業集落排水処理区域外であること。
- ・申請者と同居する世帯全員が町税などを滞納していないこと。 (世帯用の「滞納のない証明」を添付してください
- ・県が指定する浄化槽設置者講習会を受講していること、など。
- ※浄化槽補助金については町公式サイトにも記載してあります。



★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎:52-9082(直通)にお願いします。

◆町営住宅の入居者を募集します【11月1日入居分】

町営住宅の一部に空室がありますので、入居者の募集を行います。申し込み方法、申し込み資格や選考方法などは、申込書類を配付するときに都市整備課窓口で説明します。

■申し込み資格 =

- ①現在、住宅に困っていることが明らかな人であること。
 - ※原則として、公営住宅に住んでいる人や持ち家がある人は、申し込みできません。
- ②現在、同居している、または同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。
 - ・婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚(入籍)することが条件です。
 - ・離婚予定者(別居中・離婚調停中の人)は申し込みできません。
 - ※例外として、次の3項目のいずれかに当てはまる場合は、単身者でも申し 込みできます。
 - ・60歳以上の人
 - ・生活保護を受給している人
 - ・身体障害者手帳(1級~4級)などの交付を受けている人
 - ※<u>単身者は、東原団地・塚原団地(2K)、中原団地(1DK)のみ</u>申し込みができます。
- ③市町村民税など、全ての税の滞納がないこと。
- ④世帯の所得月額が15万8,000円以下であること。 (公営住宅入居資格収入基準)
 - ※裁量世帯(未就学児がいる世帯など)は、所得月額の上限が 21万4,000円以下となる場合もあります。
- ⑤暴力団の構成員でないこと。
- ⑥自治公民館組織に必ず加入し、団地での共同生活ができる人。

■申込書類の配付・受け付け =

	申込書類の配付	申し込み受け付け			
期間	9月14日(水)~10月6日(木) (土曜・日曜・祝日を除く)	10月4日(火)~6日(木)			
時間	午前8時30分~午後5時				
場所	町役場 都市整備課 建築係(2階	省 ③番窓口)			

※申込書には添付する書類が多数あります。

■抽 選 会 =

申込書類審査合格者のみ抽選会に参加できます。

- ○抽選日時 ・・・ 10月18日(火) 午前 10 時~
- ○抽選会場・・・・町役場2階 第3会議室
- ※ひとり親世帯、障がい者世帯などの優先世帯対象者で、一定の要件を満たす 人は当選倍率の優遇があります。

■募集団地一覧 =

次のページで掲載しています。

※家賃は申込者の収入などで異なります。

※随時募集実施中

申し込み順に受け付けを行う随時募集も実施しています。 また、今回の募集住宅の中で、応募者がいない一部の住宅は、11月1日(火)から随時募集に切り替えます。

※お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口) **☎**:52-9066(直通)にお願いします。



■令和4年10月 定期募集団地一覧

※RC:鉄筋コンクリート ※〇=あり、×=なし

団地名	小学 校区	構造	建築年度	戸数	階数	部屋号数	間取り	家 賃 (円)	共益費	エレ ベーター	駐車場 使用料	下水道 使用料	シャワー ・網戸	備考															
			H17	1	1階	A-6	2DK	20,100~ 30,000	0	0	0	0	0																
	中原 三股西 RC造 3階建て			1	1階	C-59	1DK	15,200~ 22,600	0	0	0	0	0	※単身可															
中原			H18	1	3階	C-77	IDK							次年岁刊															
			1110	По	1110	1110	По		1110		1110	1110	1110		1110	1110	1110	1110	1110	1	3階	C-80	2DK	20,200~ 30,100	0	0	0	0	0
				1	3階	C-81	3LDK	25,500~ 38,000	0	0	0	0	0																
塚原		RC造	H23	1	1階	A-5	2K	14,900~ 22,300	0	0	0	0	0	※単身可															
冰 原	三股	3階建て	H24	1	1階	B-51	3DK	19,600~ 29,200	0	0	0	0	0																
事 医	東原		RC造	RC造	1120	1	1階	B-39	2K	16,200~ 24,200	0	0	0	0	0	次 光 色 司													
米 //							3階建て	3階建て	H30	1	3階	B-61	ZIX	24,200						※単身可									

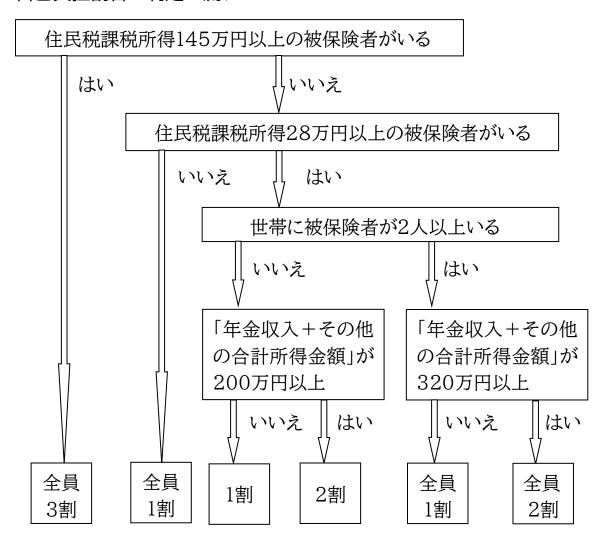
保健と福祉(高齢者)

◆10月1日から後期高齢者医療の医療費の窓口負担割合が 変更になります

10月1日から、後期高齢者医療被保険者のうち一定以上の所得がある人は、現役並所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。そのため、被保険者全員の保険証も10月1日から新しい保険証になります。10月1日からの保険証は9月末(9月中旬発送予定)までに宮崎県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

窓口負担割合が2割の対象になるかどうかは後期高齢者医療の被保険者の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。窓口負担割合が2割の対象になるかどうかは主に次の流れで判定します。(負担割合の変更については、7月にお送りした保険料通知に同封しました「令和4年6月改定後期高齢者医療のしおり」14ページ~17ページにも記載してあります)

■自己負担割合の判定の流れ



※「収入」とは、年金・給与・事業収入などの金額を言います。また「住民税課税所得」 は、収入から地方税法に基づく必要経費・基礎控除・扶養控除・社会保険料控除 などの所得控除を差し引いた金額です。

■新たな負担を抑える配慮措置があります

今回の制度改正で2割負担となる人は、窓口負担割合の引き上げに伴う1カ月の外来医療の負担額増額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。 医療機関の窓口で、1カ月の自己負担額の増額が3,000円までに収まるように調整されますが、複数医療機関を受診したときは、高額医療費として支給されます。

(例)1カ月の医療費全体額が9万円の時

窓口負担(1割の時) (1)	9万円×1割= 9,000円
窓口負担(2割の時)	2	9万円×2割= 1万8,000円
窓口負担の増加額(②-①)=	3	1万8,000円-9,000円=9,000円
窓口負担増の上限	4	3,000円
払い戻し(③-④)		9,000円-3,000円=6,000円

- ※10月~令和7年9月診療分までの3年間の経過措置の予定です。
- ※端数調整などにより実際の支払額と一致しない場合があります。

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当(1階 ③番窓口)

☎:52-9632(直通)にお願いします。



◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	9月15日(木)
時 間	午後1時30分~3時30分
場所	都城保健所(都城市上川東3-14-3)
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要だと判断された人。 家族や関係者からの相談も受け付けます。
相談内容	(1)ひきこもり、不眠、抑うつ、過食・拒食、リストカットなど (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般 に関すること (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関すること
相談体制	予約制 ※1日の相談は3人まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)までご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、 都城保健所 健康づくり課 ☎:23-4504 にお願いします。



◆「おもちゃ病院三股」を開設します

9月17日(土) 毎月第3土曜日
開 院:午後1時~3時ごろ
※受け付けは午後3時までにお願いします。
町総合福祉センター「元気の杜」
・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します(一部、
材料費などが掛かることがあります)。ただし、破損がひどい
物、欠品がある物については、修理できない場合があります。
現物を見て判断しますので、ご了承ください。
・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷
つける恐れがある物、水に浮く物(浮輪・ボートなど)は修理対
象外です。

★お問い合わせは、

代表:横山健一 ☎:51-0241 または、

増田親忠 携帯:090-1926-8783 にお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行っていますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 毎週月曜·水曜·金曜 ※祭日は除く

■時 間 = 午前9時~午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、町社会福祉協議会 ☎:52-1246 にお願いします。

